

通常兵器関連貨物・技術の輸出管理についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成8年9月4日付け貿局第365号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別記1～別記3 (略)</p> <p>付表</p> <p>1～20 (略)</p> <p>21 外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第二号に該当するプログラム、同号イからニまで若しくはト又は同条第三号に該当するもの</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別記1～別記3 (略)</p> <p>付表</p> <p>1～20 (略)</p> <p>21 外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第二号に該当するプログラム又は同号イからニまで、<u>ト若しくはチ</u>に該当するもの</p>